

諮問庁：特許庁長官

諮問日：平成27年1月20日（平成27年（行情）諮問第20号）

答申日：平成28年11月16日（平成28年度（行情）答申第519号）

事件名：閣議決定に至るまでの特許電子図書館の廃止に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

特許電子図書館を平成26年度中に廃止する旨の閣議決定に至るまでの特許電子図書館廃止に関する文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、結論において妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成26年10月17日付け20140818特許40により特許庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、更なる文書の開示を求める。

#### 2 異議申立ての理由

##### （1）異議申立書

開示文書は、本件対象文書が全く欠落している。本件対象文書を開示していただきたい。なお、該当する閣議決定文書も開示していただきたい。

よって、原処分における開示内容では不十分であるので、さらなる開示すべきである旨の決定を求める。

##### （2）意見書

特許電子図書館は、特許公報等の産業財産権公報の閲覧システムであり、本来、産業財産権を管轄する特許庁の専権事項である。特許庁の専権事項である特許電子図書館の閣議決定には、当然、特許庁が内閣府に「特許電子図書館の廃止」を連絡しているはずである。したがって、閣議決定に至るまでのIPDL廃止に関する文書も特許庁が保有しているはずである。

よって、閣議決定に至るまでのIPDL廃止に関する文書も開示していただきたい。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

## 1 事案の概要

本件対象文書の開示請求に対し、処分庁は、特許庁において本件対象文書を保有していないため不開示とする原処分を、平成26年10月17日付けで行った。

## 2 原処分及びその理由

特許電子図書館廃止に関する平成22年12月7日の閣議決定は、同年10月20日に開催された第12回行政刷新会議決定における「特別会計仕分けの対象」に基づき、10月29日付けで行われた内閣府行政刷新会議「事業仕分け第3弾」(前半)の評価の結果、決定されたものであり、特許庁においては、特許電子図書館廃止の閣議決定に至るまでの文書は保有していない。

## 3 異議申立人の主張についての検討

### (1) 「閣議決定に至るまでの特許電子図書館廃止に関する文書」に相当する文書について

特許電子図書館廃止に関する平成22年12月7日の閣議決定は、同年10月20日に開催された第12回行政刷新会議決定における「特別会計仕分けの対象」に基づき、10月29日付けで行われた内閣府行政刷新会議「事業仕分け第3弾」(前半)の評価の結果、決定されたものであり、特許庁においてこの閣議決定に至るまでの文書は保有していない。

### (2) 「該当する閣議決定書」について

閣議決定文書に係る開示請求は、本件開示請求には当初含まれていなかったものを本件異議申立ての段階において、追加的に開示請求をしているものである。

## 4 結論

以上のとおり、本件異議申立てについては何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件異議申立てについては、棄却することとしたい。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |               |               |
|---------------|---------------|
| ① 平成27年1月20日  | 諮問の受理         |
| ② 同日          | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年3月2日      | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④ 平成28年10月28日 | 審議            |
| ⑤ 同年11月14日    | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成22年12月7日の閣議決定に至るまでの特許電

子図書館廃止に関する文書である。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

## 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 特許電子図書館は、平成11年3月からインターネットを通じて産業財産権関連情報等の無料提供を実施しているデータベースであり、平成16年10月に、特許庁から独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「INPIT」という。）に移管された。

イ 平成21年10月29日改定の「特許庁業務・システム最適化計画」（以下「最適化計画」という。）において、産業財産情報の対外提供については、「特許庁運営基盤システムの構築後（平成27年1月目途）は、本計画に基づき達成する様々な情報は全てインターネット上の一つのポータル（窓口）から入手できるようにするサービスの提供を実施する」とされた。

ウ 平成22年4月19日、経済産業省は、「経済産業省所管独立行政法人の改革について」を公表し、「特許電子図書館事業については、特許庁新検索システムが稼働すれば、特許庁データベースからリアルタイムで特許情報の提供が可能となることから、その段階でINPITの事業としては廃止する。」とした。

エ 平成22年10月29日に行われた内閣府行政刷新会議ワーキンググループ「事業仕分け」（以下「事業仕分け」という。）において、特許庁長官及び同庁総務部長が出席し、特許特別会計の事業に関するヒアリング等が行われた。特許電子図書館事業については、上記ウに基づき説明がなされ、「平成27年度の新システム移行に合わせて廃止」との評価結果に至った。

平成22年12月7日付けで閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（以下「基本方針」という。）では、上記評価結果に基づき、「特許電子図書館事業については、特許庁新検索システムの本格運用に合わせ、INPITの事業としては廃止する。」とされ、その実施時期は平成26年度中とされた。

オ 上記イの「最適化計画」及び上記ウの「経済産業省所管独立行政法人の改革について」は経済産業省のホームページに掲載されているところ、特許庁において、最適化計画に関する文書は、平成22年4月1日作成の行政文書ファイル「最適化計画（21年度）」につづられていたが、当該ファイルは、保存期間5年で、平成27年3月31日

保存期間満了により廃棄されており、念のため、特許庁の関係部署において書庫、書架等の探索を行ったが、当該文書の存在は確認できなかった。また、経済産業省所管独立行政法人の改革に関する文書については、行政文書ファイル管理簿及び特許庁の関係部署の書庫、書架等の探索を行ったが、その存在が確認できなかったため、保存期間1年未満の文書として廃棄したと考えられる。

上記エの事業仕分けに関する文書は、平成23年4月1日に作成された行政文書ファイル「第3期中期目標」につづられていたが、当該ファイルは保存期間5年で、平成28年3月31日保存期間満了により国立公文書館へ移管されており、特許庁では当該文書を保有していない。念のため、関係部署において書庫、書架等の探索を行ったが、当該文書の存在は確認できなかった。

- (2) 当審査会事務局職員をして、最適化計画及び「経済産業省所管独立行政法人の改革について（平成22年4月19日）」が掲載されている経済産業省のホームページ並びに基本方針が掲載されている内閣府のホームページについて、それぞれ、その内容を確認させたところ、特許電子図書館廃止についての経緯等は、諮問庁の上記（1）イないしエの説明のとおりであり、特許電子図書館の廃止は、特許庁の新システムの構築を前提に計画されたものであったと解することができる。

したがって、最適化計画に関する文書、経済産業省所管独立行政法人の改革に関する文書及び事業仕分けに関する文書は、本件対象文書に該当すると認められるので、以下、これらの文書の開示請求時点における保有の有無について検討する。

ア 経済産業省所管独立行政法人の改革に関する文書については、諮問庁の上記（1）オの説明に特段不自然、不合理な点はなく、他に同文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、特許庁において同文書を保有しているとは認められない。

イ 最適化計画に関する文書及び事業仕分けに関する文書については、諮問庁から行政文書ファイル管理簿の提示を受けて確認したところ、下記3（1）に述べる事情により、諮問庁の上記（1）オの説明のとおり、最適化計画に関する文書は平成27年3月31日に廃棄され、また事業仕分けに関する文書は平成28年3月31日に国立公文書館へ移管されており、本件開示請求がされた平成26年8月16日時点では、特許庁において保有していたものと考えられることから、本来であればこれらの文書を特定して開示決定等をすべきであった。

しかしながら、現時点では、特許庁において、最適化計画に関する文書及び事業仕分けに関する文書を保有しているとは認められないことから、これらの文書を保有していないとして不開示とした原処分は、

結論において妥当であるといわざるを得ない。

### 3 付言

原処分の不開示理由及び諮問庁の理由説明書における説明（上記第3の3）から、処分庁及び諮問庁は、本件開示請求に対し、その趣旨を限定的に解釈して対応したことがうかがわれるが、かかる対応は、本件開示請求書に限定的な記載がないことから、法1条及び3条の趣旨に照らし、不適切といわざるを得ない。

開示請求内容に合致する文書が複数存在する場合には、その全てを対象文書として特定した上で開示決定等を行う必要があり、仮に開示請求の趣旨に疑義がある場合には、開示請求者にその趣旨を確認するか請求文言の補正を求めるべきである。

また、本件においては、対象文書として特定されるべき文書に対し、取得及び保有の有無について十分な確認がなされないまま、原処分後の保存期間満了時に廃棄処分等が行われており、処分庁及び諮問庁は、開示請求に対する文書の特定に当たり、開示請求の趣旨を的確に把握した上で、十分な確認と探索を行う等、適切な対応をすることが望まれる。

### 4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、現時点においては、特許庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、結論において妥当であると判断した。

（第2部会）

委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久